

マイナンバー法における事業者に関する規定

マイナンバー法上、民間事業者が以下の立場に該当する場合には、それぞれマイナンバー法の関連規定の適用を受けることになる。

- ① 個人番号利用事務実施者としての立場（別表第1の主体に該当する場合）
- ② 個人番号関係事務実施者としての立場
- ③ 上記①、②から事務処理の委託を受けた受託者としての立場（再委託された場合の受託者を含む。）
- ④ 激甚災害時等に特別に個人番号を利用することが認められる場合
- ⑤ 情報照会者としての立場（別表第2の情報照会者に該当する場合）
- ⑥ マイナンバー法において、何人に対しても適用される規定の主体としての立場

事業者が特に留意すべきマイナンバー法の規定

（事業者の努力）

第6条 個人番号及び法人番号を利用する事業者は、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体が個人番号及び法人番号の利用に関し実施する施策に協力するよう努めるものとする。

（再委託）

第10条 個人番号利用事務又は個人番号関係事務（以下「個人番号利用事務等」という。）の全部または一部の委託を受けた者は、当該個人番号利用事務等の委託をした者の許諾を得た場合に限り、その全部又は一部の再委託をすることができる。

（委託先の監督）

第11条 個人番号利用事務等の全部又は一部の委託をする者は、当該委託に係る個人番号利用事務等において取り扱う特定個人情報の安全管理が図られるよう、当該委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（個人番号利用事務実施者等の責務）

第12条 個人番号利用事務実施者及び個人番号関係事務実施者は、個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（個人情報取扱事業者でない個人番号取扱事業者が保有する特定個人情報の保護）

第33条 個人番号取扱事業者（※個人情報データベース等を事業の用に供している者）は、その取り扱う特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の特定個人情報の安全のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

第34条 個人番号取扱事業者は、その従業者に特定個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該特定個人情報の安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。